

微小粒子状物質 (PM2.5) に係る注意喚起について

滋賀県では、国においてPM2.5に係る注意喚起の対応方針が示されたことに伴い、県内6ヶ所の一般環境大気測定局(一般局)で測定したPM2.5濃度が一定値以上になった場合、市町および関係機関への連絡網および携帯電話のメール機能等を活用した「しらせる滋賀情報サービス(通称「しらしが」)」による情報配信により、県民のみなさんへの注意喚起を行うこととしました。

1 監視体制

琵琶湖環境科学研究センターは、県内6ヶ所で測定した一般局における1時間毎の自動測定値をテレメータシステムで集中管理し、PM2.5濃度を監視しています。

一般局	堅田局、八幡局、彦根局、長浜局、東近江局、高島局	以上6局
-----	--------------------------	------

2 PM2.5に係る注意喚起の基準について

(1) 時間帯

県民の方々の日中の行動の参考となるよう、注意喚起は早朝に行うこととします。

(2) 注意喚起の基準となる値

一般局の午前4時から7時までの値(※)が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に注意喚起します。

3 注意喚起の内容

不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。(呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者においては体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)

4 連絡体制等

注意喚起は、別表により連絡、周知を行います。また、しらしが登録者へのメール配信を行います。

なお、PM2.5に関する情報は、滋賀県や環境省のホームページでもご覧いただけます。

5 その他関連情報のお知らせ

ここに定めること以外、日中の値の急上昇などを観測した場合は随時お知らせします。

(※) 6つの一般局の午前4時から7時までの3時間の平均値を求めます。これら6つの値の高い方から3番目の値とします。

滋賀県ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/kankyo/pm25-shiga.html>

情報政策課「しらしが」

http://www.pref.shiga.lg.jp/c/it/shiga_info/info_top.html

環境省「大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）」

<http://soramame.taiki.go.jp/>

別表 PM2.5に係る注意喚起連絡網





